

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$Hs=0.0106\{1+10000/(Ah+800)\}Ah$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN M43 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦52.2cm 横69.6cm 奥行41.3cm

またB-TOPユニット部の水平投影面積を464.2cm²とする。

$$Ah=69.6 \times 41.3 + 464.2 = 3338.68(\text{cm}^2)$$

これより

$$Hs=0.0106\{1+10000/(3338.68+800)\}3338.68$$
$$=120.89(\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$Ds=\{(Hs-h)/(Hs)\}Ls$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lsop$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}144.66$

ストーブ等の背面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl1$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}95.84$

ストーブ等の側面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl2$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}80.80$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・レッキ
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限り。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に

面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

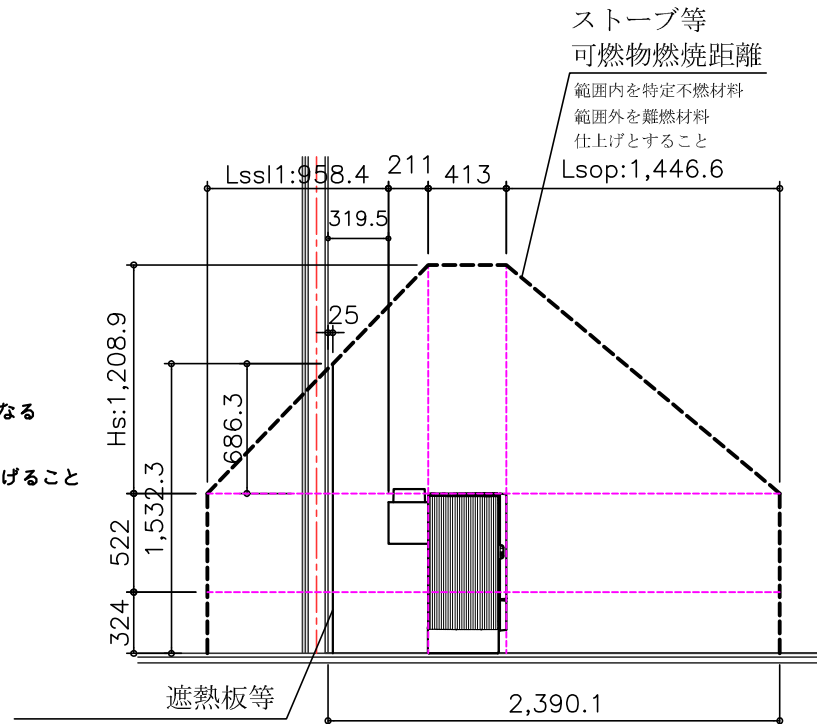
(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

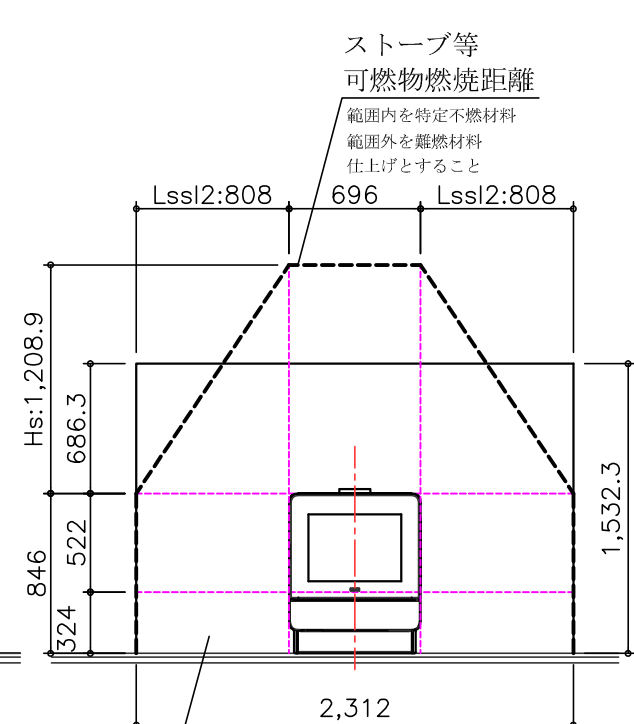
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN M43 B-TOP の場合

天井面方向: $Hs \times 1/2 = 120.89/2 = 60.45(\text{cm})$



遮熱板等により有効に遮熱された
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の
仕上げは難燃材料等ですること



遮熱板等により有効に遮熱された
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の
仕上げは難燃材料等ですること

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3633.12	ガラス	Lsop	1446.6
背面	Av1	3633.12	鋼物	Lssl1	958.4
側面	Av2	2582.23	鋼物	Lssl2	808.0
上面	Ah	3338.68	鋼物	Hs	1208.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	M43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図面	設計	監査	図	2/2		